

令和6年第5回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和6年5月20日
曾於市農業委員會

第5回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年5月20日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 4 番 〇〇〇〇〇、5 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年5月20日（月） 午前10時00分

令和6年第5回曾於市農業委員会総会日程

令和6年5月20日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第43号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第44号 農地法第4条による許可申請について

議案第45号 農地法第5条による許可申請について

議案第46号 非農地証明願について

議案第47号 農用地等のあっせんについて

議案第48号 農用地利用集積計画（所有権移転）の取消しについて（令和6年4月分）

議案第49号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第50号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

(2) 報告

報告第5号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年5月20日（月） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。4月、5月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員と○○○○○委員から少しだけ遅れる旨の連絡が入っております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第5回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番○○○○○委員、5番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第43号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉55号について、5月14日に私と○○○○○推進委員で現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地の田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉56号について、5月14日に私と○○○○○推進委員で現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉57、58号について、5月13日に私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子で、2件の受人は兄弟になります。息子さんたちは、定年までまだありますが、休みを利用して農作業に従事しているということです。定年後は、後継者として農業をするということでした。調査結果の総合意見は、取得する農地の田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部59号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、所有している農地のうち25,027㎡を茶畑等として貸付けていますが、その全てが耕作されており、残りの自作地786㎡と今回申請地の面積1,399㎡を足しても合計2,185㎡となり、また、申請地と自宅は約6kmと離れていますが、甘藷を作付けし、農地所有適格法人へ出荷する具体的な計画があることから確実な営農が見込まれます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

財部60号について、5月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は愛知県日進市在住で申請地を耕作管理してきましたが、今回受人が渡人の管理する住宅を空き家バンクを通じ購入し、それに合わせて隣接する今回申請地も購入し、耕作したいとの申し出があったものです。受人は市外在住の際、父親の耕作する農地の手伝いで農作業の経験もあり、トラクターなども保有を予定しています。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部61号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、これまで林業を営む傍ら父の農業の手伝いをしていますが、今回渡人である父からの贈与を受けようとするものです。農業機械については、トラクター、軽トラック、管理機、動力噴霧器等を保有しており確実な営農が見込まれます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、山芋、甘藷等の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

財部62号について、5月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は元々曾於市に在住し、親から引き継いだ今回の申請地を耕作していましたが、平成23年に愛知県名古屋市へ転出し、耕作が不可能となりました。その後、受人が渡人の管理する住宅を7年前より借受け居住することとなり、隣接する当該農地も借受け耕作しており、今回改めて許可を得て取得しようとするものです。出荷先は都城のNPO法人ふくろうの会となっています。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部63号について、5月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、梅を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

財部60号について、図面の方が詳しいやつがないんですけど、これは事務局の方で見逃しというかそういう感じになっているんですかね。補足説明資料の8ページみたいに分かりやすいのがあったらいいと思うんですけど。10ページだけじゃ分かりにくいんですよ。

○事務局（○○○○○局長）

10ページに位置図を添付していますが、分かりにくいということですので、次回からは、分かりやすい資料を添付するようにしていきたいと思います。

○5番委員（○○○○○）

それと、もうひとつ。ここは、もともと田んぼだったところを3つに分割したんですか。今度非農地に出てくる所と。

○事務局（○○○○○係長）

もともと、車庫兼倉庫がある所の土地が一つの田んぼとなっておりまして、今回、後ほどまた出てくるんですけども非農地証明願の所が車庫、今回この○○○○○さんの所につきましては、残りの所を分筆いたしまして、田んぼとして利用するということで申請が上がってきたものになります。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

ということは、二つに分割したということですかね。

○事務局（○○○○○係長）

今回の土地については、もともと田んぼだった所を田んぼが2筆、あと非農地証明願の所が1筆ということで3筆になります。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○16番委員（○○○○○）

財部63号について、渡人と受人の関係は。

○17番委員（○○○○○）

友人関係ということでの確認がとれました。

○議長（○○○○○会長）

今の関連ですけど、末吉55号について○○○○○委員、贈与の場合は、渡人と受人の関係を報告してもらいたいんですけど、どうなりますか。

○9番委員（○○○○○）

親子になります。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第43号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第44号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉11号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。申請地は、中岳自治会内の農地です。周囲の状況は、東が原野、西が道を挟んで原野、南が原野、北が道を挟んで田です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で908㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。特にイノシシの被害とかそういうので防護柵の設置はされていたんですけど、どうしても被害が収まらないということであったようでございます。排水等は、雨水のみで自然流下及び水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設け、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉12号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。申請地は、中園前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が水路を挟んで山林、南が田と畑、北が水路を挟んで山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農機具庫を整備する面積が全体で457㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、敷地内に砂利が敷かれており、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、農機具庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉13号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。申請地は、掛上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が

道を挟んで宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で500㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び水路へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、盛土及び土留工事を行い、法面保護も実施し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅14号について、5月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。申請地は、狩谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が通路を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、牛舎、堆肥舎、通路を整備する面積が全体で434㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、盛土を行い、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、牛舎、堆肥舎、通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第45号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉23号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が畑、北が畑と宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で490㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、周囲にブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

末吉24号について、5月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と雑種地、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、資材及び製品置場を整備する面積が全体で4,712㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下及び水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、北西側にはブロックを積み、東側は畦畔等により被害が生じないようにし、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結

果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが不許可の例外の集落接続施設に該当し、資材及び製品置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅25号について、5月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、店舗、整備棟、展示場、駐車場を整備する面積が全体で5,469.14㎡であり、そのうち農地が3,731㎡で同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路放流するもので適当と思われます。被害防除は、盛土、擁壁を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当し、大隅半島全域をカバーできる大型拠点として店舗、整備棟、展示場、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部26号について、5月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、正ヶ峯自治会内の農地です。周囲の状況は、東側から南側にかけてが道路を挟んで畑と宅地、西側が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的な計画があり、住宅ローンの事前審査終了通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地に該当します。計画面積として、全体面積500㎡に一般住宅1棟を建築する計画で周辺同種施設の状況から見ても適当と思われます。排水等は合併浄化槽を設置し、雨水は集水桝を設置の上、共に東側の既存側溝に放流することから適当と思われます。被害防除は、申請地を現状のまま利用し、周囲にはブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地と判断されますが、周囲に住宅があることから、不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

大隅25について、借地料が分かっていたら教えてください。

○14番委員（○○○○○）

借地料としましては、月○○○○○円です。

○5番委員（○○○○○）

10aあたりですか。

○14番委員（○○○○○）

いや、全部です。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第45号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第46号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員にお

いて現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○15番委員（○○○○○）

財部16号について、5月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は飯野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が田、北が宅地と道路を挟んで田です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、南側に農地がありますが、雨水等の流入はなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には農地法の許可を得ないまま、倉庫兼車庫1棟が建築され、建築後38年が経過しています。調査結果の総合意見は、申請地には、昭和61年頃から倉庫兼車庫が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、昭和61年の建築後から20年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第46号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第47号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉83は、私と、○○○○○推進委員。末吉84は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉85は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉86は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅87は、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅88は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部89は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉21は打切りでお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉22も打切りでお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉23は継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅26は打切りでお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅27は3か月经ちましたけど、今まだ進行中ですので継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部29、30も継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉32、35も継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉36、37は継続。38は成立。39、40は継続でお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉41は打切りでお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉42は成立。43、44は継続でお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉46、47は継続でお願いします。

○ 8 番委員 (○○○○○)

末吉48は打切り。49は継続でお願いします。

○ 13 番委員 (○○○○○)

大隅50は継続でお願いします。

○ 16 番委員 (○○○○○)

大隅51も継続でお願いします。

○ 11 番委員 (○○○○○)

大隅53も継続でお願いします。

○ 5 番委員 (○○○○○)

財部58も継続でお願いします。

○ 6 番委員 (○○○○○)

財部60、61は継続。62は成立。63は継続でお願いします。

○ 1 番委員 (○○○○○)

末吉64、65は継続でお願いします。

○ 4 番委員 (○○○○○)

末吉66、67も継続でお願いします。

○ 8 番委員 (○○○○○)

末吉69は成立ではないんですけど、解決は一旦したので打切りでいいです。

○ 18 番委員 (○○○○○)

末吉70は打切りでお願いします。

○ 9 番委員 (○○○○○)

末吉71、72、73は継続でお願いします。

○ 2 番委員 (○○○○○)

大隅74、75も継続でお願いします。

○ 11 番委員 (○○○○○)

大隅76、77、78も継続でお願いします。

○ 6 番委員 (○○○○○)

財部79も継続でお願いします。

○ 17 番委員 (○○○○○)

財部80も継続でお願いします。

○ 5 番委員 (○○○○○)

財部81、82も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第48号農用地利用集積計画の取消しについて、令和6年4月分の所有権移転1件を議題といたします。事務局長から説明いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

議案第48号について説明いたします。本件については、令和6年4月22日開催の総会において、利用集積計画の決定をいただいておりますが、法人ではなく個人で取得するため、今回取消しをお願いするもので、翌月以降に3条申請の審議をいただくことになる予定です。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第48号農用地利用集積計画の取消しについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第49号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規3年以上6年未満の末吉56から大隅60まで、新規6年以上10年未満の財部27、再設定3年未満の大隅7、再設定3年以上6年未満の末吉183から大隅185まで、再設定6年以上10年未満の末吉61から財部63まで、再設定10年以上の末吉125及び末吉126を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規10年以上について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定10年以上について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第49号農用地利用集積計画について、利用権設定は、議事参与の制限に該当する15件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、新規3年以上6年未満の末吉56から末吉59まで、再設定3年以上6年未満の末吉183を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規3年以上6年未満の末吉56から末吉59まで、再設定3年以上6年未満の末吉183は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、新規3年以上6年未満の大隅60、再設定3年以上6年未満の大隅184及び大隅185を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満の大隅60、再設定3年以上6年未満の大隅184及び大隅185は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、新規6年以上10年未満の財部27、再設定6年以上10年未満の財部62及び財部63を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満の財部27、再設定6年以上10年未満の財部62及び財部63は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、再設定3年未満の大隅7を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満の大隅7は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、再設定6年以上10年未満の末吉61、再設定10年以上の末吉125及び末吉126を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満の末吉61、再設定10年以上の末吉125及び末吉126は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第50号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第50号農用地利用集積計画について、所有権移転は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第51号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定一括方式の48及び49を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定一括方式の32から47までについて、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第51号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定一括方式の48及び49を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定一括方式の48及び49は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第5号合意解約等の報告については、総会資料の42ページから46ページまでを御覧

ください。その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

5月及び6月の行事予定について

○事務局 (〇〇〇〇〇〇次長)

令和5年度農地利用最適化活動実績報酬の支払いについて

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和6年第5回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和6年5月20日(月) 午前10時00分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員